

# 入札説明書

熊本県後期高齢者医療広域連合電算処理システム  
機器更改に伴う調達機器等賃貸借

平成30年5月

熊本県後期高齢者医療広域連合

[目次]

I	入札の全般に関する事項	1
II	入札書作成要領	18
III	落札者決定基準	19
IV	貸借借契約書(案)	20
V	一般競争入札心得	26

## I 入札の全般に関する事項

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 熊本県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改に伴う調達機器等賃貸借（以下「本件」という。）
- (2) 履行期間 2019年2月1日から2023年3月31日（50ヶ月）
- (3) 履行場所 熊本県後期高齢者医療広域連合事務局及び熊本県後期高齢者医療広域連合が指定する場所
- (4) 機器納入業者 富士通株式会社熊本支店
- (5) 賃貸借物件の総額 392,725,000円（税別）
- (6) 仕様書 別紙のとおり

### 2 入札参加者の資格に関する事項

入札の参加には、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 熊本県後期高齢者医療広域連合が行う契約等における暴力団等排除措置に関する事務取扱要領第2条第4号に規定する暴力団等又は第5号に規定する暴力団等関係者ではない者
- (3) 参加申込み時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (4) 過去5年間に官公署との間に賃貸借契約を締結している者
- (5) 国税、熊本県税を滞納していないこと

### 3 入札説明書の交付

入札説明書は、次のとおり交付する。

- (1) 交付期間  
平成30年5月25日（金）から平成30年6月6日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）
- (2) 交付場所  
熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階  
熊本県後期高齢者医療広域連合 事業課 資格保険料班（TEL 096-368-6777）

### 4 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、入札説明書の交付を受けた後、競争入札参加申請書及び添付資料（以下「申請書類」という。）を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書類を提出しない者、又は入札参加資格を有しないと認めら

れた者は、本件の入札に参加することができない。

(1) 提出期間

平成30年5月25日(金)から平成30年6月8日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)

(2) 提出場所

熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階  
熊本県後期高齢者医療広域連合 事業課 資格保険料班 (TEL 096-368-6777)

(3) 申請書類

- ① 熊本県後期高齢者医療電算処理システム機器更改に伴う調達機器等賃貸借についての一般競争入札参加申請書(様式第1号)
- ② 使用印鑑届(様式第2号)
- ③ 会社経歴書(様式第3号)
- ④ 代理人を選出する場合にあっては、委任状(様式第4号の1)
- ⑤ 役員等名簿及び照会承諾書(様式第5号)
- ⑥ 返信用切手貼付の第一種定型郵便物の大きさの封筒  
(入札参加資格審査結果郵送用)
- ⑦ 過去5年間に官公署との間に賃貸借契約を締結した契約書の写し
- ⑧ 納税証明書(国税、熊本県税)の写し

(4) その他

申請書類について

- ① 作成費用は入札参加希望者の負担とする。
- ② 書類は返却しない。
- ③ 申請書類の提出は、提出場所へ持参及び郵送により行うこととする。

## 5 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式第6号)により通知する。
- (2) 入札参加資格審査結果の通知は、平成30年6月22日(金)に発送する。

## 6 入札説明書等に対する質問

本件に関する説明会は行わない。

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合は、質問書(様式第7号)により、電子メールにて提出すること。なお、入札参加資格に関する問い合わせについては、3(2)の場所において、随時行っているため、質問書には記載しないこと。

- (2) 電子メールアドレスは、sugita@kumamoto-kouiki.jp とする。
- (3) 質問の受付は、平成30年5月24日（木）から平成30年6月27日（水）午後5時までとする。
- (4) 回答は、平成30年6月29日（金）までに電子メールにて行う。

## 7 入札執行手続等

本件は、一般競争入札によるため、この入札説明書に基づき本件に関する入札書（様式第8号）を提出すること。

なお、入札書の詳細な作成方法は、「Ⅱ入札書作成要領」による。

### (1) 入札日

平成30年7月5日（木）午後2時から

### (2) 入札場所

熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階  
熊本県後期高齢者医療広域連合会議室

### (3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国の通貨に限る。

### (4) 入札方法

入札書持参による入札とし、入札回数は1回とする。

代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印を行い、代理人は委任状（様式第4号の2）を持参すること。

落札金額は入札書に記載された金額にその金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (5) 入札保証金

免除する。

### (6) 契約保証金

熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則第28条の定めるところにより、落札者は落札金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結のときまでに納付すること。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除する。

ア. 契約の相手方が保険会社との間に広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ. 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であり、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認

められるとき。

(7) 入札の無効

期限までに入札参加申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本広域連合により入札参加資格のある旨が確認された者であっても、確認の後、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で、最も低価格にて入札した者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(9) 落札者が契約を締結しない場合の措置

落札者が契約を締結しないときには、次点となった入札者と契約の交渉を行うこととする。なお、次点者となる者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

(10) 入札者が1者の場合の取り扱い

入札者が1者であっても、2者以上の場合と同様に、本入札説明書に従って入札されており、かつ、入札金額が予定価格の制限の範囲内である場合には、落札者として決定する。

(11) 入札参加者の入札価格等の公表

入札参加者全ての商号及び入札価格は落札者決定後、本広域連合のホームページで公表する。

## 8 契約等に関する事項

- (1) 本件は一般競争入札とし、入札価格により落札者を決定する。
- (2) 落札者との契約については、落札後に熊本県後期高齢者医療広域連合が示す契約書をもって契約締結するものとする。
- (3) 本契約に関する不正行為を原因とする契約解除条項を契約書に盛り込むものとする。
- (4) 支払は納入完了後30日以内に行うものとする。

## 9 その他

- (1) 入札は、「V 一般競争入札心得」に基づき、実施するものとする。
- (2) 入札参加申請書等の記載事項に変更があった場合は、記載事項変更届（様式第8号）により、遅滞なく、変更内容を証明できる書類を添えて、届け出なければならない。

(様式第1号)

熊本県後期高齢者医療電算処理システム機器更改に伴う調達機器等  
賃貸借についての一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
連 合 長 大 西 一 史 様

(申請者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 実印

熊本県後期高齢者医療電算処理システム機器更改に伴う調達機器等賃貸借についての一般競争入札に参加したく、関係書類を添えて申請します。

なお、申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定及び下記のいずれかに該当したときは、入札参加資格の取消しをされても何ら異議の申し立てをしません。

記

1. 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
2. その他入札参加者としてふさわしくない行為のあった者

(様式第2号)

使用印鑑届

熊本県後期高齢者医療広域連合  
連 合 長 大 西 一 史 様

実印	使用印

上記の印鑑は、熊本県後期高齢者医療電算処理システム機器更改に伴う調達機器等賃貸借について、次の行為に対し使用したいのでお届けします。

1. 一般競争入札参加資格審査申請その他各種届け出をすること
2. 見積又は入札すること
3. 契約を締結すること
4. 契約代金の請求及び受領すること
5. 契約に関する各種証明をすること

平成 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 実印



(様式第3号)

## 会社経歴書

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 印

設立年月日

資本金

総職員数

過去5年以内の官公署における物品納入実績

(単位：千円)

契約者	契約期間	件名	契約金額
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		

※主なもの5件を記載してください。

記入責任者

氏名

電話 ( )

E-mail アドレス

審査結果の返送先

住所〒

宛名

電話 ( )

(様式第4号の1)

委任状

平成 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
連 合 長 大 西 一 史 様

申請者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 印

熊本県後期高齢者医療電算処理システム機器更改に伴う調達機器等賃貸借に関し次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

代理人 事業所住所又は所在地

商号又は名称

職・氏名 印

記

(委任事項)

1. 一般競争入札参加資格審査申請その他各種届け出について
2. 見積又は入札について
3. 契約の締結について
4. 契約代金の請求及び受領について
5. 契約に関する各種証明事項について

(様式第4号の2)

委任状

平成 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
連 合 長 大 西 一 史 様

委任者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 印

熊本県後期高齢者医療電算処理システム機器更改に伴う調達機器等賃貸借の入札に関し  
次の者を代理人と定め、権限を委任します。

受任者 職名

氏名 印

(様式第5号)

役員等名簿及び照会承諾書

平成 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 大西 一 史 様

住 所

商号又は名称

代表者

印

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除に伴い熊本県警察本部に照会することを承諾します。

役職	フリガナ 氏 名	住 所	生年月日	性別

※ 記載する前に、裏面の注意事項をお読み下さい。

(裏)

【注意事項】

- 1 氏名、住所等、この書面に記載されたすべての個人情報、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第20号）の規定に基づいて取り扱うものとし、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。

熊本県後期高齢者医療広域連合がこれらの情報をもとに熊本県警察本部（以下「警察本部」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。

また、警察本部は熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第56号）の実施機関と定められています。

- 2 この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。
- (1) 株式会社（特例有限会社を含む。）については、取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表執行役を含む）。
  - (2) 合名会社又は合同会社については、社員。
  - (3) 合資会社については、無限責任社員。
  - (4) 社団法人又は財団法人については、理事。
  - (5) (1) から (4) までに掲げる法人以外の法人については、(1) から (4) までに掲げる役職に相当する地位にある者。
  - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者。
  - (7) 個人については、その者。
  - (8) 次に該当する場合は、(1) から (7) に掲げる者のほか、次の者。
    - ア 支配人をおく場合は、支配人。
    - イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者。
  - (9) 当該法人が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、(1) から (8) までに掲げる者のほか、管財人。
- 3 この書面の記載に当たっては、対象者すべての同意を得てください。

(様式第6号)

一般競争入札参加資格審査結果通知書

平成 年 月 日

様

熊本県後期高齢者医療広域連合  
連 合 長 大 西 一 史

先に申請のあった一般競争入札の参加資格について、下記のとおり決定したので通知します。

記

申 請 の あ っ た 件 名	
入 札 日 時	
入 札 執 行 場 所	
入 札 参 加 資 格 の 有 無	
参加資格がないと認めた理由	

(様式第7号)

質 問 書

平成 年 月 日

件名：熊本県後期高齢者医療電算処理システム機器更改に伴う調達機器等賃貸借

商号又は名称

代表者職・氏名

質 問 事 項	
質 問 理 由	

(様式第8号)

記載事項変更届

平成 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
連 合 長 大 西 一 史 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 印

熊本県後期高齢者医療電算処理システム機器更改に伴う調達機器等賃貸借についての一般競争入札参加申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したので届けます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更事項

2 変更前

3 変更後

4 変更年月日 平成 年 月 日

5 変更理由等



(様式第9号)

入 札 書

平成 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
連 合 長 大 西 一 史 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 印

下記の金額で受託いたしたく、入札説明書等に掲げる事項について承諾のうえ、入札いたします。

記

件名：熊本県後期高齢者医療電算処理システム機器更改に伴う調達機器等賃貸借

	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金額												

(注) ※ 金額は、1か月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税抜き）を記入すること。

※ 金額は、契約希望金額の100/108に相当する額である。（いわゆる税抜き価格）

※ 金額を訂正しないこと。

※ 金額記載の文字はアラビア数字とし、金額の頭に¥記号をつけること。

(様式第10号)

見積書

平成 年 月 日

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名 印

見積価格 \_\_\_\_\_ 円

消費税等 \_\_\_\_\_ 円

見積金額合計 \_\_\_\_\_ 円

見積明細

品名	型式	数量	単価(円)	金額(円)
合計				

(注) 見積書(様式第10号)の見積明細合計金額及び見積価格並びに入札書(様式第9号)の入札金額は同額とすること

(様式第 1 1 号)

入 札 辞 退 届

平成 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
連 合 長 大 西 一 史 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 印

下記の入札案件について、都合により入札参加を辞退します。

記

- 1 入札日時 平成 3 0 年 7 月 5 日 午後 2 時執行
- 2 件 名 熊本県後期高齢者医療電算処理システム機器更改に伴う調達機器等賃貸借
- 3 辞退理由

※辞退届の提出により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。

## Ⅱ 入札書作成要領

### 1 入札書の種類及び提出部数等

入札書（様式第9号） 1部

見積書（様式第10号） 1部（落札業者のみ入札終了後直ちに提出）

### 2 入札書の作成要領

（1）入札書の提出にあたっては、次のとおり行うこと。

① 入札書に記名押印の上、申し込まなければならない。

② 入札金額は、1か月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税抜き）を記入すること。

③ 入札書に記入する日付は、入札の日とすること。

④ 入札書は封筒に入れ密封し、封筒表に「入札件名」を、封筒裏に「氏名」（法人の場合はその商号又は名称及び代表者職氏名）を記入し、裏面割印したものを提出すること。

（2）入札金額は、契約希望金額の100／108に相当する額であること。

（3）代理人をもって入札する場合は、入札者に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印すること。また、代理人は委任状（様式第4号の2）を持参すること。

なお、入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

### Ⅲ 熊本県後期高齢者医療電算処理システム機器更改に伴う調達機器等賃貸借落札者決定基準

熊本県後期高齢者医療広域連合が発注する「熊本県後期高齢者医療電算処理システム機器更改に伴う調達機器等賃貸借」に係る落札者決定基準については、次に掲げる方法による。

#### 1. 落札者決定基準

##### (1) 落札者の決定方法

落札者の決定方法については、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

## 賃貸借契約書(案)

- 1 賃貸借物件 熊本県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改に伴う調達機器等 一式
- 2 履行場所 熊本県後期高齢者医療広域連合事務局及び熊本県後期高齢者医療広域連合が指定する場所
- 3 賃貸借料 月額 円(消費税及び地方消費税 円含む。)
- 4 履行期間 2019年2月1日から2023年3月31日(50ヶ月)
- 5 契約保証金 免除

熊本県後期高齢者医療広域連合(以下「委託者」という。)と賃貸者(以下「受託者」という。)は、受託者の所有する頭書第1項記載の賃貸借物件(以下「物件」という。)の賃貸借について、頭書及び以下のとおり合意し本契約を締結する。

(総則)

第1条 受託者は、受託者所有の物件を委託者に賃貸し、委託者はこれを貸借するものとする。

(物件の引渡し)

第2条 受託者から委託者への物件の引渡しは、物件を委託者の指定する場所に納入し、委託者の検査を受けたときをもって完了するものとする。

2 委託者は、前項の検査において物件に瑕疵があった場合、直ちに書面にて受託者に通知するものとし、受託者は直ちにその解決を図るものとする。

3 引渡し完了後、物件に隠れた瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに同一以上の機能を有する代替機器等と交換するものとする。

(賃貸借料の支払い)

第3条 受託者は頭書第3項記載の賃貸借料について、当月分の賃貸借料を当月15日以降に委託者に対し受託者所定の請求書により請求するものとし、委託者は適正な請求書を受領した日から起算して30日以内(以下「支払約定期間」という。)に受託者に対して支払うものとする。

2 委託者は、受託者より不相当と認められる請求書が提出された場合、これを是正のため返付することができるものとし、請求書を是正のため返還した日から是正した請求書を受領した日までの期間は支払約定期間に算入しないものとする。

3 賃貸借期間に1箇月未満の端数が生じた場合、1箇月を30日とする日割計算により賃貸借料を算出するものとする。

(支払遅延利息)

第4条 受託者は、委託者の責に帰すべき理由により賃貸借料の支払いが遅れたときは、

委託者に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定による額の遅延利息を請求することができるものとする。

（転貸の禁止）

第5条 委託者は、物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ受託者の承諾があったときは、この限りではない。

（公租公課）

第6条 受託者は、物件に係る公租公課を負担するものとする。

（物件の維持管理等）

第7条 委託者は、物件を頭書第2項記載の設置場所において、善良な管理者の注意をもって、業務のため通常の用法に従って物件を使用するものとする。

2 受託者は、物件の保守サービスには一切責任を負わないものとし、委託者は、必要と認める場合、委託者の費用と責任において保守サービス会社との間で物件について保守サービス契約を締結するものとする。

3 委託者は、物件自体又は物件の設置、保管及び使用によって受託者又は第三者に損害を与えたときは、その原因の如何を問わず、一切の責任を負うものとする。

4 委託者は、物件の使用、保管、維持、管理等に必要な一切の費用を負担する。

（物件の所有権侵害の禁止等）

第8条 受託者は、物件に受託者の所有物である表示をすることができる。

2 委託者は、受託者の書面による事前の承諾なく、次の行為をしてはならないものとする。

（1）物件を他の不動産又は動産に付着させること。

（2）物件の改造、加工、模様替えなどによりその現状を変更すること。

（3）物件を第三者に転貸又は転売すること。

（4）物件の占有を移転すること。

3 委託者は、第三者が物件について権利を主張する等受託者の物件に関する権利等を侵害するおそれがある場合、委託者の責任と費用負担でその侵害防止に努めるとともに、直ちに書面にて受託者に通知するものとする。

（物件の返還等）

第9条 委託者は、この契約が終了したときは、物件を通常の損耗を除き、現状に回復して返還するものとする。ただし、受託者が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

2 委託者は、物件に投じた有益費又は必要費があっても受託者に請求しないものとする。

3 受託者は、この契約が終了したときは、速やかに物件を撤去するものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。

4 委託者は、前項の撤去に際して必要があるときは、委託者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受託者の履行状況を監督させることができる。

- 5 委託者は、受託者が正当な理由なく、相当期間内に物件を撤去しないときは、受託者に代わって物件を処分することができる。この場合において、受託者は、委託者の処分について異議を申し出ることができず、また、委託者の処分に要した費用を負担しなければならない。

(賃貸借期間終了後の賃貸又は売渡し)

第10条 委託者は、本契約履行期間終了後、受託者に物件の賃貸の継続又は売渡しを請求することができる。

(物件の滅失、棄損等)

第11条 この契約期間中に、委託者の故意若しくは過失、又は盗難、火災、風水害、地震その他受託者の責に帰すことのできない事由により生じた物件の滅失、棄損その他一切の損害はすべて委託者の負担とする。

- 2 前項の場合、委託者は、直ちに書面にて受託者に通知するとともに、受託者に生じた損害を賠償するものとする。

(物件の保険)

第12条 受託者は、物件について受託者の負担により動産総合保険を付保するものとする。

- 2 物件に保険事故が発生した場合、委託者は直ちに書面にて受託者に通知するとともに、保険金受取に必要な一切の書類を遅滞なく受託者に交付するものとする。
- 3 前項の保険事故に基づいて保険会社から受託者に保険金が支払われたときは、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 物件が修復可能な場合に、委託者が物件を修繕し修復したときは、受託者は、受託者に支払われた保険金額を限度として、この費用を委託者に支払うものとする。

(2) 物件が滅失し又は棄損して修復不能の場合には、委託者は、受託者に支払われた保険金額を限度として、前条第2項の損害賠償金の支払い債務を免れるものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第13条 委託者及び受託者は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約に基づく一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとする。

(秘密の保持及び資料転用の禁止)

第14条 委託者及び受託者は、本契約の履行にあたり知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩し又は本契約の目的以外に使用してはならないものとする。なお、本条の定めは本契約が終了又は解除された後においても有効に存続するものとする。

- 2 受託者は、本物件に関する資料を他の用途に供するほか、複写及び複製をしてはならない。



(契約の解除)

第15条 委託者又は受託者は、相手方が本契約に違反した場合、催告なく通知により本契約を解除することができるものとする。

(契約内容の変更等)

第16条 委託者は、必要がある場合、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又はこの物件の納入を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、委託者受託者協議の上、書面においてこれを定めるものとする。

(損害賠償)

第17条 委託者及び受託者は、本契約に違反したこと等により相手方に損害を与えた場合、これを賠償しなければならない。なお、この場合の損害賠償額は相手方に生じた通常の直接損害（逸失利益、間接損害は含まない。）について委託者受託者協議により決定するものとする。

(委託者の契約の解除及び違約金)

第18条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が物件の使用開始日までに物品を納入しないとき又は納入する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 受託者が契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、受託者がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- (4) 委託者が、この物件の使用を継続する必要がなくなったとき。

2 委託者は、前項第1号から第3号までの規定に該当することによってこの契約を解除したときは、契約金額の全部又は一部を支払わないことができる。

3 第1項第4号の場合を除き、受託者は、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を委託者の指定する期限までに納付しなければならない。

(不正行為等に係る委託者の解除権)

第19条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条第1項又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は第50条第1項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者が、独占禁止法違反するとして、独占禁止法第66条第4項に規定する審決を受け、当該審決が確定したとき。

- (3) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは、第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ）とき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の3若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項2号に該当すると認められたとき。
- (6) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、該当者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- 2 本条各号のいずれかに該当し、かつ、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- （不正行為等に係る賠償額の予定）
- 第20条 受託者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、受託者は契約金額に100分の20に相当す

る賠償金を支払わなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号、第2号及び第4号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、そのことを委託者が認めるとき。

(2) 前条第1項第3号のうち、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第4号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第96条の3の規定に該当し、刑に処せられたとき（同項第4号については、刑法第96条の3の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第1項の規定にかかわらず、委託者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、委託者は受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。  
（疑義等の決定）

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者受託者協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者受託者記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 所在地  
名称  
代表者

受託者 所在地  
商号  
代表者

## V 一般競争入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、熊本県後期高齢者医療電算処理システム機器更改に伴う調達機器等賃貸借契約に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）及びこの心得並びに入札説明書等の各条項等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は入札に際し、入札担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行の妨げとなり、他の入札参加者の迷惑となるようなことを避けるほか、常に善良なる入札参加者としての態度を保持しなければならない。

3 入札参加者は、入札説明書等により契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札参加資格)

第4条 入札参加者は、令第167条の6第1項の規定による告示（以下「告示」という。）において指定した期日までに、告示又は入札説明書において指定した書類を契約担当者等に提出し、当該競争の参加資格の有無について確認を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 前項に規定する告示に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者

(2) 入札参加申請をしていない者

(3) 入札日において、熊本県が行う競争入札に係る入札参加資格を取り消されている者

(4) 前各号に挙げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者

(入札の方法)

第5条 入札参加者は、定められた日時までに、定められた場所へ、所定の入札書を記名・押印のうえ持参により提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札参加申請時に入札担当職員に提出しなければならない。この場合、入札書には、委任者と代理人を併記し、代理人の記名押印をもって入札するものとする。
  - 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。
  - 4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。
  - 5 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。
  - 6 入札参加者は、入札書を提出する際は、次の各号により行わなければならない。
    - (1) 入札書に記名押印の上、申し込まなければならない。
    - (2) 入札書に記載する日付は、入札日とすること。（入札書記入の日を記入しないこと。）
    - (3) 入札書は、封筒表に「入札件名」を、封筒裏に「氏名」（法人の場合はその商号又は名称及び代表者職氏名）を記入した封筒に封入後、裏面割印をし提出すること。
- (入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札執行前までに入札辞退届（様式第11号）を契約担当者等に提出するものとする。
  - 3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けないものではない。
- (入札書の書換等の禁止)

第7条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第8条 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札に関する調査を行い、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。

- 2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開札)

第9条 開札は、入札会場において入札書提出後直ちに行う。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条各号の一に該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の場所へ提出されない入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札

- (4) 委任者名の併記されていない委任状を提示した代理人がした入札
  - (5) 記名押印を欠く入札
  - (6) 金額の表示がない入札、金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
  - (7) 誤字・脱字等により、意思表示の内容の不明瞭な入札
  - (8) 入札に際して談合等不正行為を行ったと認められる者のした入札
  - (9) 契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札
  - (10) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められる入札
  - (11) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
  - (12) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
  - (13) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
  - (14) 入札書封筒に記名及び裏面割印がないとき。
  - (15) その他入札に関する条件に違反した入札
- (入札金額の記載)

第11条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(落札者の決定)

第12条 落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額とする。

- 2 前項の規定により落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。

(契約書の提出)

第13条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、5日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第14条 落札者が契約を締結しないときは、契約希望金額の100分の2に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(契約の解除)

第15条 落札者が賃貸借契約を締結した場合において、当該落札者（以下「受託者」と

いう。)が、独占禁止法、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条若しくは契約条項に違反する行為を行ったと認められるときは、熊本県後期高齢者医療広域連合は契約を解除することがある。

(不正行為に係る賠償額の予定等)

第16条 受託者は、前条にいう独占禁止法若しくは刑法に違反する行為が確定したとき又は契約条項に違反する行為若しくは法令の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、熊本県後期高齢者医療広域連合が賃貸借契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託代金額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。

2 受託者は、熊本県後期高齢者医療広域連合に生じた実際の損害額が前項に定める額を超えるときは、超過分を支払わなければならない。

3 前2項の規定は、その賃貸借に係る契約内容が完了した後においても同様とする。

(異議の申立)

第17条 入札をした者は、入札後において、この心得等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(その他)

第18条 入札に際しては、すべて入札担当職員の指示に従うこと。